

港湾関連事業者向け港湾幹線道路使用料減免措置実施要領

1. 目 的

神戸港の振興対策及び「国際コンテナ戦略港湾」の事業趣旨に鑑み、港湾貨物輸送コストの低減を図り、もって神戸港の国際競争力の強化に繋げるため、神戸市港湾施設条例第 17 条第 3 号に基づく港湾幹線道路使用料の減免措置の必要な事項を定める。

2. 減免対象事業者

(1) 下記の要件をすべて満たす事業者で、神戸市長が認める者

- ① 神戸港において、港湾関連事業を営んでいること
- ② 事業者又は事業者が所管する事業所の所在地が神戸市内にあること

(2) その他、神戸市長が当該要領の目的に鑑み特に認める事業者

ただし、港湾幹線道路にかかる減免制度の趣旨に反する行為を行った等により、減免措置の取消し又は過料に処せられ、その取消し又は処分のあった日から起算して 2 年を経過していない事業者は除く

3. 減免内容

- (1)対象車両 事業者が保有する港湾事業の用に供している自動車(トレーラーシャシーを除く)で、使用の本拠が原則神戸市内であり、ETC システムを利用して港湾幹線道路を通行し、減免承認日時点で自動車検査登録済みの車両
- (2)減免適用 減免承認を受けた車両・ETC カードで、ETC システムを正常に利用して無線通行した場合に使用料を免除する。ただし、神戸市の管理する ETC 設備の故障や点検等、神戸市の責により ETC システムを利用して通行できない場合に限り、係員に減免対象車である旨を告げることで減免が適用されるものとする。
- (3)減免期間 通年(9 月 1 日～翌年 8 月末日)
- (4)対象区間 港湾幹線道路(ハーバーハイウェイ)

4. 減免申請

減免を希望する事業者が、神戸市スマート申請システム(e-KOBE)で期間内に申請する。
以後の申請については、承認日の翌月 1 日から減免する。

5. その他

- (1) 減免申請や使用料の免除にあたり、詐欺その他不正な行為があった場合は、神戸市港湾施設条例の規定に基づき免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を徴収するとともに、以降の減免措置を取り消す。
- (2) その他必要な事項は、別途港湾局長が定める。